

● 未受験科目代替措置(追試験等)について ●

本人の病気などのやむを得ない事態により定期試験およびそれに準ずる試験を受験できなかった場合は、以下の要領により、追試験の申請をすることができます。ただし、申請理由によっては追試験の受験資格を得られない場合もありますので、自己判断せず、定期試験及びそれに準ずる試験を受験できないと判明した時点で、経営学部窓口へ相談してください。

(1) 受験対象者

理由	必要書類	備考	受付期間
電車遅延	遅延証明書	以下の場合は認めない。 ・通学区間外の経路を利用して遅刻した場合 ・遅れた時間以上の遅延証明書がない場合(※1) ・試験開始時刻以降の入室を想定した場合(※1)	試験実施日当日のみ
病気・怪我	診断書(コピー不可・試験当日に登校が不可能である旨がわかる記載が必要)	本人の病気・怪我のみ	当該試験実施日の翌日から1週間以内(翌週の同じ曜日まで)、かつ、 <u>定期試験期間最終日まで</u> 。
忌引き	会葬礼状	親族二親等(両親・兄弟姉妹・祖父母)の通夜・告別式のみ	受付最終日が、窓口業務を行わない日の場合は、その翌窓口開室日まで。
就職活動	氏名・日程等が記載された通知等	採用選考日(面接・筆記試験)のみ(※2)	なお、受付最終日までに手続きができない場合は、学部窓口へ連絡・相談すること。
公務員・教員・資格試験	氏名・日程等が記載された通知等(受験票等)	試験日・訪問日のみ 指定試験合格者奨励金、L・U キャリアアップ奨励金の該当資格のみ	
体育会	保健体育部発行の「競技参加による欠席願」	体育会所属の学生のみ	
国体・国家代表等	対象学生の名前が記載されている大会の競技日程等		
教育実習、介護実習、資格課程科目の実習参加日程との重複	実習参加証明書	機関名・実習期間・学生所属・氏名が記載されたもの	

※1 例: 試験開始から21分遅れたが、20分の遅延証明しかない場合等。

※2 面接・筆記試験以外の場合(または面接・筆記試験で通知等がない場合)、受験企業から採用に直結することの証明を得ること。その場合、学務部指定の就職試験受験証明書を必要書類とする。

(2) 手続方法

履修登録科目確認通知書と上記の書類を受付期間内に、経営学部窓口を持参し、届け出を行ってください。

また、経営学部 Web 掲示板に具体的日程が掲示された場合は、掲示された期間を手続期間とします。

(3) 受験対象科目

ILAC 科目、専門入門科目 100 番台（情報学入門 I / II を除く）、同 200 番台、各学科専門科目、グローバル・ビジネス/GBP 科目（定期および授業内試験実施科目のみ）、特殊講義、連環科目（法律関係、総合科目のみ）とします。なお、他学部公開科目、グローバル・オープン科目は、開講している学部における取り扱いによります。

(4) 試験方法

ILAC 科目……………原則として追試代替措置（レポート、平常点・出席点による評価など）となります。

専門教育科目・連環科目……………追試験または追試代替措置となります。これらのうち、具体的にどのような方法で行うかは、担当教員に一任されているので、経営学部窓口で指示を受けてください。